

富津市みらい構想条例

令和3年3月23日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、みらい構想の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「みらい構想」とは、市が目指す将来の姿を示し、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものをいう。

(位置付け)

第3条 みらい構想は、市の最上位の構想とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、みらい構想との整合を図らなければならない。

(みらい構想の策定及び変更)

第4条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、みらい構想を策定しなければならない。

2 市長は、みらい構想を策定しようとするときは、市民の意見を聴くための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、みらい構想を変更することができる。

(議会の議決)

第5条 市長は、みらい構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(みらい構想の公表)

第6条 市長は、みらい構想を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、みらい構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。